

# 生活文化展実施要項

1. 日時 11月9日(土)～10日(日)

2. 会場 日本青年館

## 3. 目的

健康で明るい文化生活を築くため、青年の創意工夫による日常生活に役立つ作品を展示する。

## 4. 種目

展示するものは、デザインの美しさと実用性を調和させるもので、工芸品、手芸品、室内装飾品、日常生活用具など。

## 5. 参加資格

(1)本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)、監督、出品責任者はこの限りではない。

①1979(昭和54)年4月2日から2004(平成16)年4月1日までに出生した者。

②原則、2019(令和元)年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。

③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

(2)無資格者の参加は失格とする。

(3)日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。

(4)国内外で職業競技者(演技者・技術者)としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

(5)オーバーエイジ枠の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1の参加を認める。

(6)過去5年以内において、日展等全国的公募展に入選した場合は参加できない。

(7)過去に出品した作品は認めない。

## 6. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

## 7. 出品規定

(1)出品点数は一人5点までとする。

(2)出品する作品は、屋内展示が可能な大きさで、かつ搬入・搬出に支障をきたさないものに限る。

運搬が困難なものについては、アイデアおよび実用に供している姿を写真(カラーで四つ切り程度)など作品に代えて出品してもよい。なお、これをパネルに構成する場合は、大きさは100cm×150cm以内とする。

また、出品作品のサイズによっては、展示会場及び方法を変更することもある。

## 8. 出品表

作品整理のため、出品物には出品者の住所、氏名、性別、作品名・作品の説明等を明記した出品表を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付のこと。

## 9. 出品責任者

(1)各都道府県から出品責任者として、1人は必ず参加すること(ただし、写真展の出品責任者を兼ねてもよい)。

(2)出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表を確認し受付をする。出品作品を生活文化展係に引き渡すこと。

(3)出品責任者は、展覧会終了後、生活文化展係から一括して出品作品の返却を受けること。

## 10. 審査会ならびに表彰式・合評会

(1)詳細については諸連絡等で連絡する。

(2)賞状は最優秀、優秀、佳作に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀、優秀、佳作の出展者に授与する。

## 11. 注意事項

- (1) 出品作品は輸送中に破損しないように厳重に荷造りすること。
- (2) 出品作品の輸送中の事故（返却も含む）については、事務局はその責任を負わない。
- (3) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具（バール、小刀など）および荷造りのための補強材料（くぎ、ひも、なわ、紙類）を各自用意すること。
- (4) 展示の場所や方法は主催者側で定める。
- (5) 郷土芸能等他の道具とは、いっしょに送らないこと。
- (6) 作品返却後の運送業者の手配は各自で行うこと。
- (7) 作品には上下・左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (8) 申込書には出品作品の展示時の様子がわかるスナップ写真を必ず添付すること。

## 12. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県  
の6県を本特例の適用対象となる被災地域県（以下、「特例対象県」）とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011（平成23）年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011（平成23）年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

## 13. その他

- (1) 基準要項、芸能文化の部要項の定めるところによる。
- (2) 参加者は、大会本部が指定した旅行業者を通じて航空券や乗車券及び宿舎を申し込む。ただし、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は関東近郊のためこの限りではない。また、沖縄県は指定旅行業者を通じ航空券と宿舎を併せて手配することができないため、宿舎のみ指定旅行業者により手配する。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。

